

2024年度の大学評価について

2024年度は、第3期認証評価の最終年度にあたり、37大学の評価を実施しました。本協会における大学評価は、申請大学ごとに設置する大学評価分科会及び全申請大学の財務について評価する大学財務評価分科会による書面評価と実地調査を通じて行います。各分科会がまとめた大学評価（認証評価）結果（分科会最終案）を、大学評価委員会の正副委員長・幹事及び大学評価員が2日間かけて審議し、さらに大学評価委員会で2日間かけて1大学ずつ審議したのち、各申請大学からの意見申立とそれへの対応に係る同委員会での審議を経たうえで、理事会が大学評価（認証評価）結果として最終決定しています。

なお、第3期のこれまでの評価の過程で、基礎要件以外の内部質保証等に関する判断指針である「基礎要件以外の評価の指針」を作成し、「基礎要件に係る評価の指針」と合わせて「評価に係る各種指針」として公表しており、改善課題及び是正勧告の提言等は、それらを活用しながら各大学の状況を踏まえてなされています。

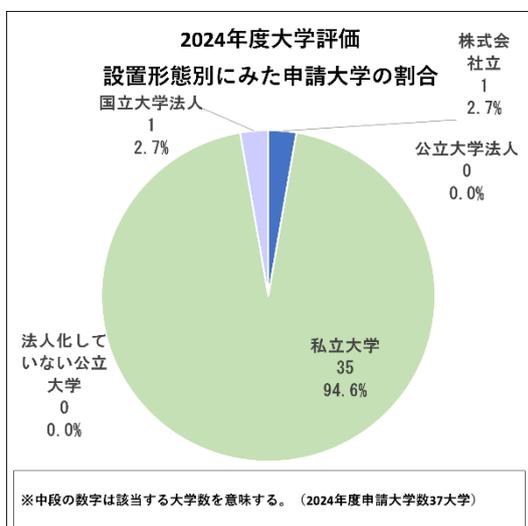
上記のような検討を経て、決定された評価結果に関して、各種提言を分析し、2024年度大学評価（認証評価）の状況を以下の通り振り返ります。

1. 申請大学の状況

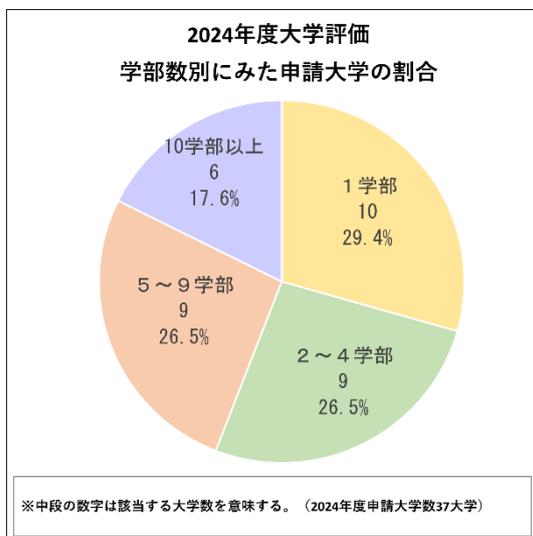
2024年度の申請大学について、設置形態別に見ると、下図に示した通り、国立大学、私立大学及び株式会社立大学から申請があり、そのうち私立大学からの申請が94.6%を占めています（図①）。また、今年度は、設置する学部数で見ると1学部のみからの申請が29.4%と最も多く、収容定員から見ると1,001人から3,000人以下の大学が32.4%を占めており、昨年度に引き続き、小～中規模の大学からの申請が多かったといえます（図②、③）。

評価結果について、2024年度は申請した37大学のうち36大学が大学基準に「適合」と判定されました。

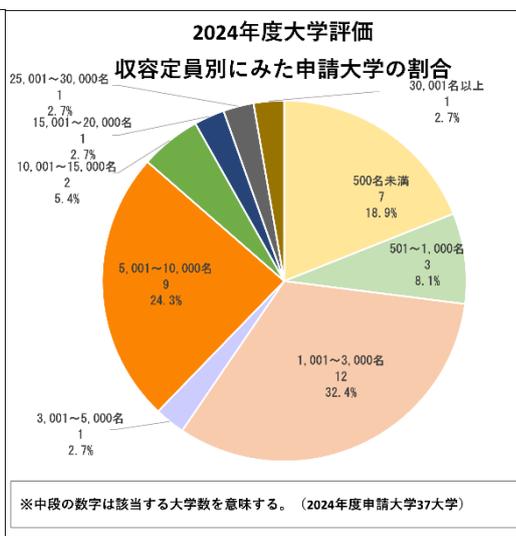
<図①>



<図②>



<図③>



2. 評価結果の提言に関する分析

提言は、「長所」「改善課題」及び「是正勧告」の3種類となっています。第3期開始の2018年度から、「長所」については、大学の優れた点を可能な限り、提言として取り上げることができるよう、その定義を見直し、理念・目的の実現に資する事項又は先駆性・独自性のある事項であれば、必ずしも取り組みの成果が上がっていなくとも、近い将来にその成果が期待できる取り組みであれば対象としています。これに対し、「改善課題」及び「是正勧告」はいずれも必ず改善すべき問題点としています。

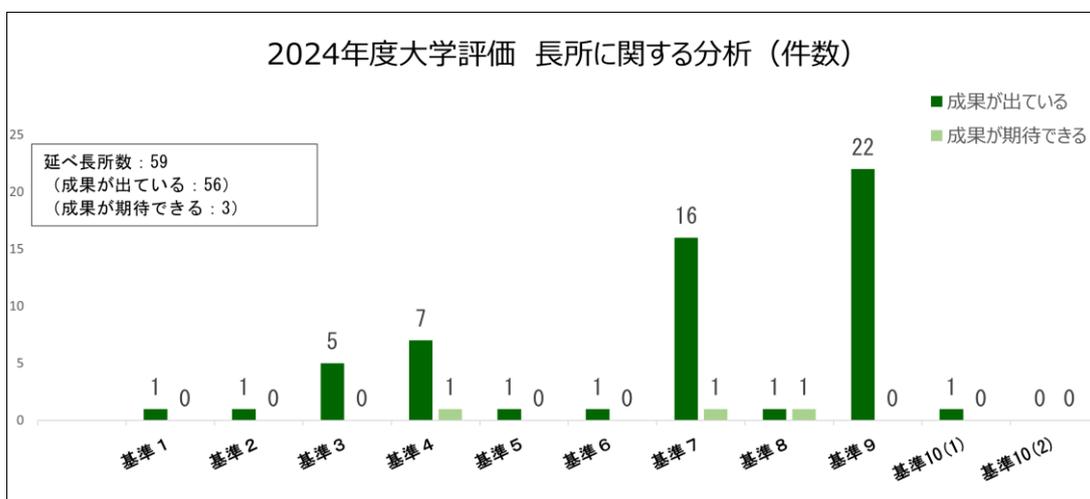
2024年度の大学評価（認証評価）において、「長所」が付されたのは、基準9「社会連携・社会貢献」が最も多く22件、次いで基準7「学生支援」が17件、基準4「教育課程・学習成果」が8件となっています（図④）。2023年度の大学評価（認証評価）においても、基準9、基準7及び基準4は「長所」の多い基準上位3つとなっていたことから、その傾向は変わっていません。他のほとんどの基準でも昨年度から1、2件の増減にとどまっており、傾向は変わっていませんが、基準3「教育研究組織」のみ1件から5件と増加しています。

「改善課題」が付されたのは、基準4「教育課程・学習成果」が47件と最も多く、次いで基準5「学生の受け入れ」が25件、基準2「内部質保証」が22件でした（図⑤）。これらの基準では、2020年度以降継続して「改善課題」が多く付されています。

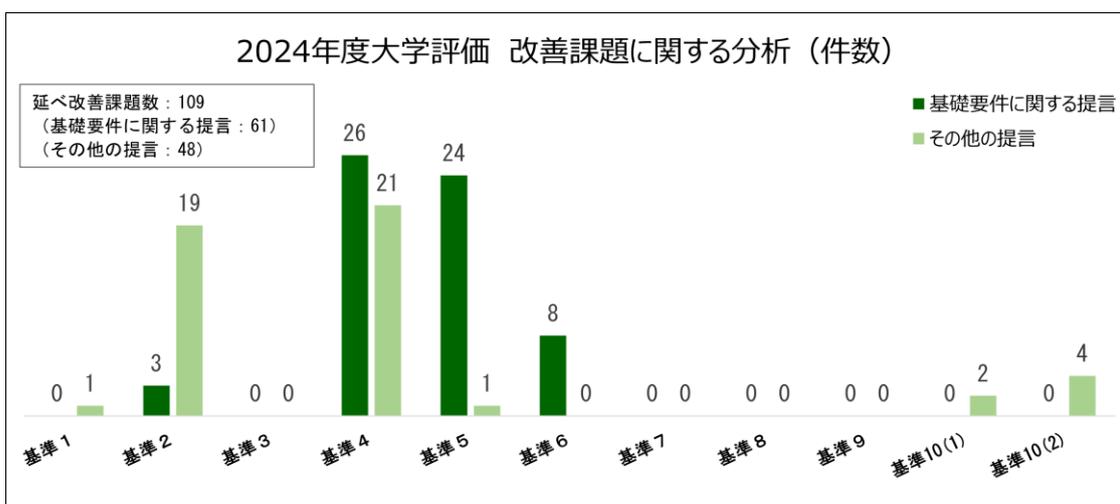
基準4「教育課程・学習成果」の「改善課題」では、学習成果の把握・評価が不十分な学部・研究科に対する指摘が20件となり、昨年度と同程度の件数でした。一方で、「基礎要件に係る評価の指針」に基づく「改善課題」は26件と昨年度よりも大幅に減少しました（2023年度は47件）。指摘の内容については、昨年度に引き続き、教育課程の編成・実施方針において、科目の体系（編成）に応じた教育方法（実施）が示されていないという事例が半分を占めました。

「是正勧告」が付されたのは、基準5「学生の受け入れ」が16件と最も多く、次いで、基準4「教育課程・学習成果」が9件、基準2「内部質保証」が6件となっています(図④)。2023年度と比較すると、基準5「学生の受け入れ」に関する是正勧告が増加しています。また、基準4「教育課程・学習成果」の「是正勧告」は減少しており、9件すべてが「基礎要件に係る評価の指針」に基づく指摘で、さらにそのうち8件が大学院に対する指摘です。これらのうち3件が研究指導計画として研究指導の方法やスケジュールを予め定めていないことを指摘したものであり、これに関する提言が多いことは、過去3年間と同様の傾向です。なお、修士論文に代わる特定の課題についての研究成果に対する審査基準を定めていないことを指摘するものも3件見られました。特定の課題についての研究成果については、修士論文とは異なるものであるため、それに合った審査基準を定めていることが重要です。

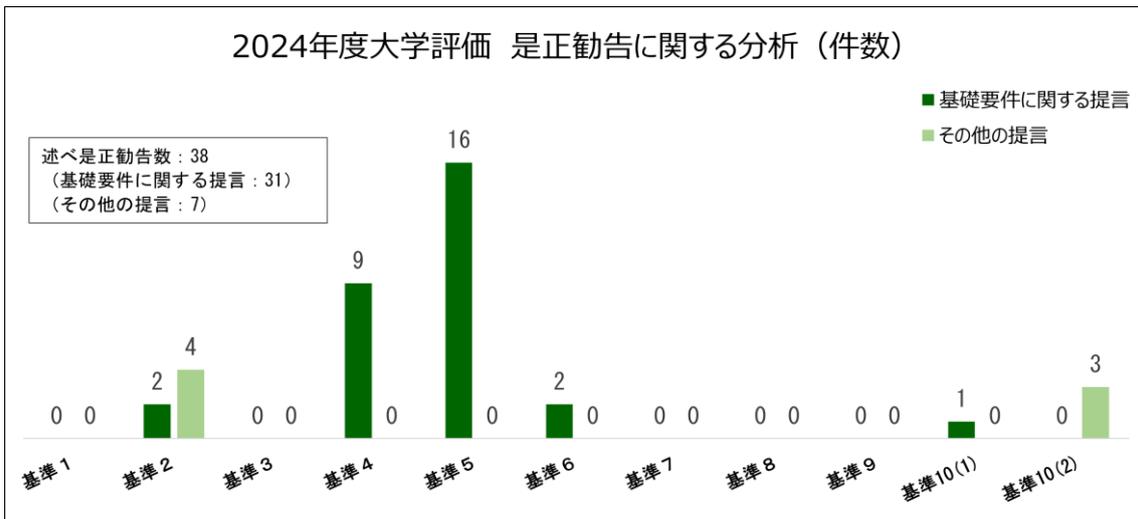
<図④>



<図⑤>



<図⑥>

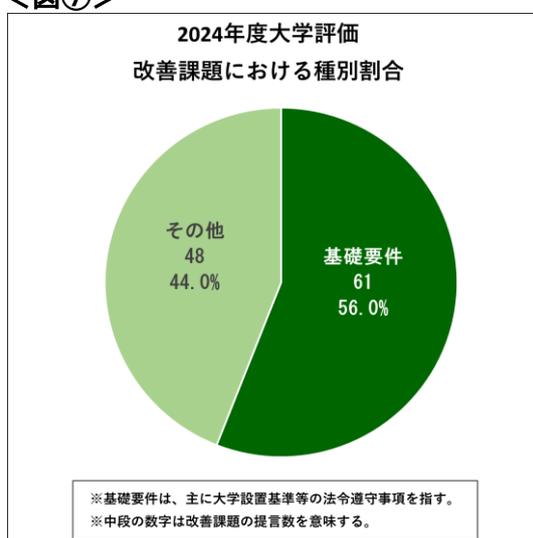


※図④～⑥に挙げた、各基準の名称：基準1「理念・目的」、基準2「内部質保証」、基準3「教育研究等組織」、基準4「教育課程・学習成果」、基準5「学生の受け入れ」、基準6「教員・教員組織」、基準7「学生支援」、基準8「教育研究等環境」、基準9「社会連携・社会貢献」、基準10(1)「大学運営」、基準10(2)「財務」。

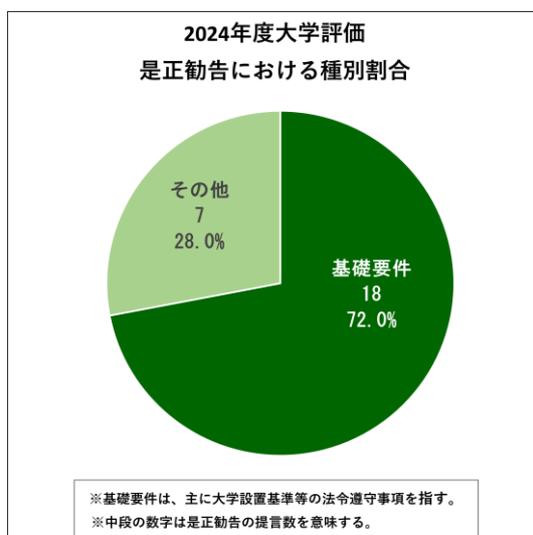
それぞれの提言を更に分析すると、改善を要する問題を指摘した提言のうち、大学として最低限備えるべき基礎要件に問題が見られたものは、「改善課題」で109件中61件(56.0%)、「是正勧告」で25件中18件(72.0%)でした(図⑦⑧)。2023年度は、66.4%、70.0%であり、「改善課題」における「基礎要件に係る評価の指針」に基づく指摘の割合は減少しています。

「長所」に関しては、延べ59件の提言が付されたうち、56件(94.9%)は成果が上がっているもの、3件(5.1%)は今後の成果が期待できるものでした(図⑨)。成果が上がっている長所が昨年度より20%程度増加しており、各大学にて特徴的な取り組みが更なる向上を図りながら、長く取り組まれていること、評価者がそれらを理念・目的の実現に有用な取り組みとして取り上げたといえます。

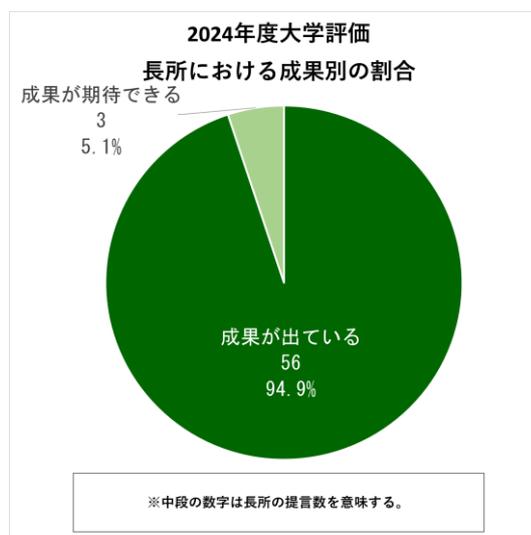
<図⑦>



<図⑧>



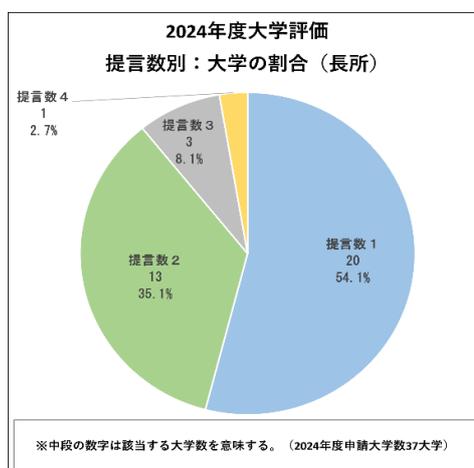
<図⑨>



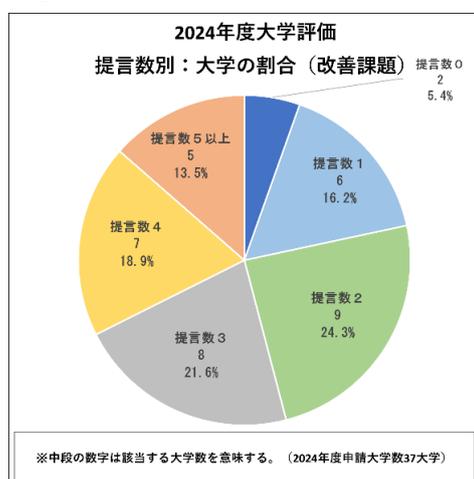
また、「長所」に関しては、大学ごとに付された提言数を見ると、1から3件が36大学(97.3%)と多く、4件以上あった大学は1大学(2.7%)でした(図⑩)。自己点検・評価を行うなかで、大学としての長所を明らかにすることはとても重要です。特に、次年度以降実施する第4期認証評価においては、良い取り組みに対する提言が「特に優れた取り組み」「長所」の2種類になります。これにより、優れた取り組みをより幅広く評価できるようになることが期待できます。大学におかれては、特に力を入れている取り組み等については、点検・評価報告書において積極的に記載するとともに、実地調査においても根拠資料も含め、評価者にアピールすることが期待されます。なお、大学評価(認証評価)結果において長所とされた事項は、本協会ホームページの「大学の長所・特色検索」システム(https://www.juaa.or.jp/case_study/)にて個別に取り上げ、より具体的な内容を公表しております。アピールのポイントを検討する際は、同検索システムも参考としてご活用ください。

一方で、問題点に関して、大学ごとに付された提言数を見ると、5件以上の「改善課題」が付された大学は5大学(13.5%)と、昨年度(13大学(30.2%))と比較すると、割合は低下しているといえます(図⑪)。また、何らかの重大な問題を抱え、「是正勧告」が付されたのは、19大学(51.4%)でした(図⑫)。

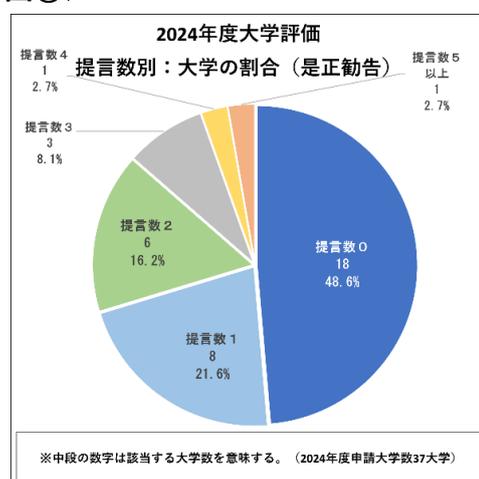
<図⑩>



<図⑪>



<図⑫>



3. 「内部質保証」と「学習成果」に関する分析

第3期において重要視される「内部質保証」について、前述の「基礎要件以外の評価の指針」では、内部質保証を評価する観点として、大学基準に則り、体制の整備や、内部質保証に関わる組織の権限・役割分担の明確化、内部質保証推進組織による教学マネジメント等が必要であることを明らかにし、各基準において、方針の策定と点検・評価及び改善・向上のための取り組みを実施することを促しています。

これを踏まえ、評価結果の基準2「内部質保証」において、「長所」が付されたのは1大学(2.6%)、いずれの提言も付されなかったのは11大学(28.9%)であるのに対し、「改善課題」が付されたのは21大学(55.3%)、「是正勧告」が付されたのは5大学(13.2%)と全体の68.5%の大学で問題を指摘されています(図⑬)。2023年度は、「改善課題」又は「是正勧告」が付された大学が全体の49.0%であったことに鑑みると、本年度の内部質保証に関する問題点の提言は約20%増加していることが読み取れます。また、今年度の内部質保証に関する評価においては、特に内部質保証の有効性に提言がついた大学が26大学(73.0%)となっています。また、内部質保証体制の整備における役割分担が不十分であることを指摘された大学は、全体の48.6%に上りました。

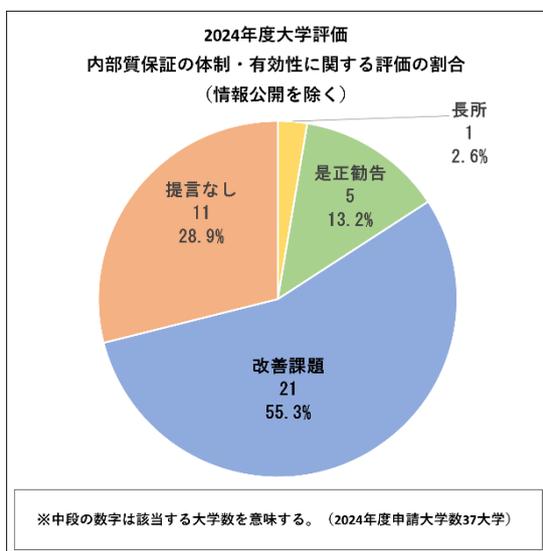
本協会では、内部質保証に取り組むうえで、内部質保証に責任を負う全学的な組織を整備し、学部・研究科における一連の教育活動のPDCAサイクルが適正に運用されるよう、全学的な組織においてマネジメントすることを求めています(『大学評価ハンドブック(2024年度申請用)』pp.5-6)。このマネジメントの具体的な事例としては、①各学部・研究科等の部局で行われる自己点検・評価を行う際のマニュアルの作成、②内部質保証に関する全学共通の取り組みを行う際の指針等の作成、③各部局が作成したマニュアルや指針等に基づいて適切に運用しているかの確認、④自己点検・評価の結果等を改善に結びつける大学全体としての仕組みの構築、⑤内部質保証推進組織から各部局に対する助言などの支援などがあります。全学的な組織が各部局の状況を把握しきれていない、規定した通りの役割が果たせていないなど課題を感じている場合、「評価結果検索ページ」から他大学の内部質保証推進組織の取り組み事例を参照いただくことをお勧めします。また、内部質保証体制そのものに課題が見られる場合は、今一度、内部質保証に関わる各組織の規模や権限、役割分担の見直しを行うことも有効と考えられます。そのほかに、今年度も含め、これまでの評価における内部質保証の特色ある取り組みは、先述の「大学の長所・特色検索」システム(https://www.juaa.or.jp/case_study/)や、各大学の認証評価担当者向けの説明会資料である「事例報告校の取り組みについて」(<https://www.juaa.or.jp/accreditation/institution/procedure/>)として、各大学のコメント及び資料とともにご紹介しています。参考までにぜひご覧ください。

内部質保証の実質化のために必要不可欠な学習成果の把握・評価については、「基礎要件以外の評価の指針」において、学位授与方針に示した知識、技能、態度等の学習成果を学生

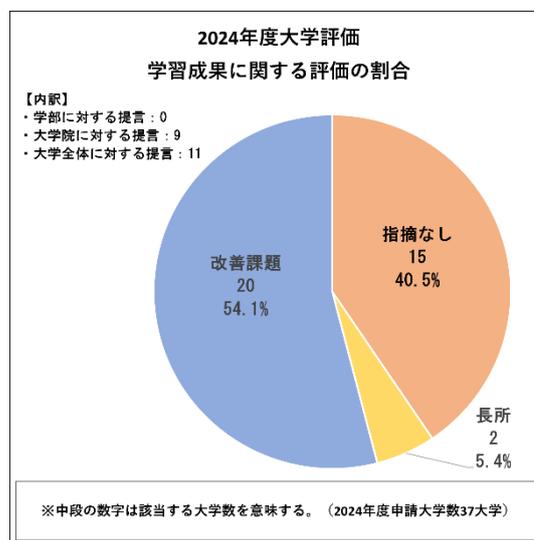
が卒業・修了時に修得したかどうかを把握・評価すること、そして、そのために学習成果を測定する方法や指標を開発して適用することを求めています。これを踏まえ、評価結果の基準4「教育課程・学習成果」において、学習成果に関する「長所」が付されたのは2大学(5.4%)、いずれの提言も付されなかったのは15大学(40.5%)、「改善課題」が付されたのは20大学(54.1%)でした(図⑭)。2023年度に引き続き、「是正勧告」が付された大学はありませんでした。学習成果については、測定指標や測定方法が学位授与方針に示した知識、技能、態度等の修得度・達成度を測るのに適しているかという観点がポイントです。本年度の「改善課題」のうち、半数は大学全体で、残り半数は大学院で学習成果の把握・評価が不十分であるとの指摘でした。またいずれの指摘からも、測定方法等が学位授与方針に示した学習成果と関連していないという事例が多く見られました。

また、学習成果に関する長所については、測定したデータを可視化し、学生が自ら身に付いた学習成果を認識し、自身で更なる学習成果の向上につなげていくためのツールを整備している事例が見受けられました。2025年度から始まる第4期認証評価では、学習成果を基軸に据えた内部質保証を重視しますので、学位授与方針に示している知識、技能、態度等を学生が獲得するための教育課程の編成や教育の実施に取り組み、その成果として学生の学習成果を測定し、その情報を蓄積・分析して教育の改善に活用していくこと、それによって教育や教育を支えるための諸活動の質向上に結び付けていくことは重要です。

<図⑬>



<図⑭>



4. おわりに

第3期認証評価の最終年度となる2024年度の大学評価（認証評価）では、法令要件や基礎的な要件の充足状況を判断する「基礎要件に係る評価の指針」に基づく「改善課題」「是正勧告」が減少しており、取り組みに対し既に成果が上がっている「長所」が増加するなど、基礎的な部分の改善が図られ、力を入れている取り組みが成果に結びつく大学が増えてきていることが見てとれました。一方で、今回付された提言（改善課題、是正勧告）のうち、特に基礎要件に係る「是正勧告」や学習成果に関する「改善課題」等については、大学院に関する指摘が多く見られました。この点については、学部のみではなく、大学院についても目を向けて改善を進めていく必要性を示唆するとともに、それによって更なる向上が期待できると考えられます。

基準2「内部質保証」において、学習成果の把握・評価結果を活用した教育の改善・向上と内部質保証システムが有機的に結びつき、教育の充実につながるには、ある程度の実績と時間に加え、そのためのシステム設計が必要になるため、今後の課題といえます。さらに、いまだ定期的な自己点検・評価やその結果を用いた改善・向上に課題がある大学が見られました。自己点検・評価を実質化させるためには、学部・研究科等の教育プログラムレベルの点検・評価と大学全体の点検・評価をどのように連動させて実施するか、どのような周期で、どのような評価基準で点検・評価するかをあらかじめ企画・設計しておくことが重要です。大学の規模や運営体制、学内の状況を踏まえ、各大学に適した内部質保証システムを構築することで、継続的・恒常的な質保証が可能になると考えられます。今年度の大学評価（認証評価）結果では、内部質保証において、その大学の教学組織や教員組織のあり方に適した内部質保証システムを整備し、多様かつ適切な学位プログラムレベル、組織レベルの活動状況の検証方法を採用し、その結果に基づき、全学的に改善を図っている事例に対し長所を付しました。当該大学では、その内部質保証システムのなかで、教育の質保証の有効性を高めるための点検・評価の取り組みも行っており、これらの点検・評価結果からみられた全学的な課題に対して、FD研修会を通じたグッドプラクティスの共有等を実施しています。今後は、こうしたグッドプラクティスを参考に、各大学が自身に見合った仕組み・やり方で実質的な内部質保証に取り組んでいくことが期待されます。

第4期認証評価においても、点検・評価する際に留意していただきたい事項は第3期と変わらないものもあります。すなわち、大学評価（認証評価）を申請するにあたっては、評価基準である「大学基準」の内容を十分に理解し、現状の取り組みの適切性等を点検・評価することが重要です。その際、法令要件等の大学に求める基礎的な要件に関する評価指標を示した指針を参照することも有用です。ただし、法令要件等の基礎的な要件の充足に終始するのではなく、自己点検・評価活動を基盤とする内部質保証の取り組みを通じて、大学の長所をより伸ばしていくための方策やそのために取り組むべき課題を抽出し、それぞれの大学が理念・目的の実現に向けて、絶えず改善・向上に努めていくことが最も大切です。各大学は、これら指針の前提となる「大学基準」を活用し、大学としての適切な水準を維持しつつ、

自ら掲げる理念・目的の実現に向けて教育研究活動の充実・向上を図ることが期待されます。

さらに、第4期認証評価では、より広く学生からの意見を収集できるようウェブフォームを用いたアンケートの導入、実地調査時に大学が選定したステークホルダーへのインタビューを行うなど、大学の理念・目的の実現に向けた特色ある取り組みをより一層深められるよう工夫を講じてまいります。また、本協会は、質保証における学生参画のあり方についての国内外の調査研究や認証評価制度の振り返りに係る調査研究を実施し、それらの成果を評価に還元することにも取り組んでいます。今後とも、各大学におけるより実質的な内部質保証の取り組みを支援し、教育研究活動の充実に寄与していけるよう、大学団体として設立された本協会の役割を果たすべく事業を一層充実させてまいります。

以上